

平成 29 年度の主な事業報告

社会福祉法人 藤聖母園

社会福祉事業

法人本部

平成 29 年度は、社会福祉法の大幅な改正が行われ、実施に移された年であり、その改正内容も広範囲であり、現場にとっては一つひとつが初めてのことであり、不安を抱えながらの船出であったように思っています。

制度改正においては周囲の状況が激変する中で社会福祉法人に求められる事柄がこれまで以上に多岐に亘り、また事務手続きにおいても一層複雑化するなど社会福祉の現場に携わる者にとっては大変厳しい一年だったと受け止めております。もちろん、社会福祉法人が今後ともこれまで通り生き残っていくための制度改正だとすれば、これに耐え得る財政的基盤の強化と今後を見据えた先見性が求められるところである。

大きな改革を行うときは、このようなことが起こり得ることは十分承知していたつもりですが、予想を超えるものだったと今は思っております。私たちには社会福祉の担い手であるという誇りと自信は持ち続けているので、今こそしっかりと前を見て進むしか道はありません。

このような状況の中で、明るい出来事としては①平成 29 年 4 月 1 日から認可を受け、幼保連携型認定こども園青森藤こども園が開設できたことである。また従前の幼稚園棟と保育棟が 1 階と 2 階の廊下の増築により接続され、ひとつの施設として機能することができたことにより、2 階部分に大きな空間が確保され、運動をはじめ諸行事の開催が容易となり、子どもたちにも地域の方々にも喜ばれていることは良かったと思っております。

② 特別養護老人ホーム藤の園内に地域密着型通所介護事業所デイサービスセンター藤の園の工事が完了したことにより、平成 30 年 2 月から、また藤の園居宅介護支援事業所も同年 2 月からそれぞれ開業することができたことは事業のメニューが増え、良かったと考えています。

③ 懸案であった弘前大清水希望の家の整備計画がようやく軌道に乗り、入札などの諸手続きを経て建築工事に取り掛かることができたことは大きな前進であったと受け止めています。利用者の保護者の皆さんからは感謝の言葉を頂き、共に喜びを分かち合ったところでもあります。

④ 今後は総合法人として総合相談の機能が必要となることから、その窓口のあり方についても検討のうえ、取り組むことができたことは今後の事業展開にも役立つものと考えております。

⑤ 藤ヨゼフハウス（仮称）第 10 ホームの整備計画がようやく動き出し、大きく前進したことは障害者が利用する生活環境の改善に大きく寄与するものと考えております。

⑥ 一方において、当法人にとって明るいニュースだけでなく、辛い出来事もあり、その対応で苦慮したところである。その内容は職員による金銭着服による不祥事件であり、懲戒免職処分を行うとともに、二度とこのような事件が起きないように再発防止のための改善策を講じて対処したところであります。

児童養護施設 藤聖母園

キリストの教えに基づいた愛の精神で、入所児童一人ひとりが、かけがえのない存在であることを認識し、児童と職員との信頼関係を基礎に、共同生活の中に家庭の機能を最大限に発揮して養育にあたりると共に、その自己実現に向けて援助している。

- 平成29年度は、本体定員71人（暫定57名）とし、地域小規模児童養護施設6人の定員設定であった。年度当初の入所は45人で児童ホーム5ホーム、幼児ホーム1・地域小規模グループケア2を編成して支援にあたった。年度中の入・退所状況は入所児童が13人、退所児童が12人であった。
- 児童ホームの支援体制は、各グループ・リーダーを中心として、部署の主任を含めた複数体制の強化とスーパーバイズを確立し組織的かつ丁寧な支援に務めた。
- 今年度は、青森県福祉サービス第三者評価を受審した。評価結果総評として、①外部の委員による運営審議委員会を組織して施設運営に生かしている。②子どもの尊重、権利擁護、プライバシー保護への配慮が実践されている。③子どもたちが誰にでも相談や意見を述べる機会が設けられており、相談しやすい環境であることから安心・安全な生活の提供ができているという評価であった。
- 児童のクラブ活動については、さまざまな行事を通して地域住民との交流を深めることを目的に、積極的に参加し挑戦する姿勢を養う機会とした。特に、一輪車・太鼓クラブは、園内行事での演技披露や外部団体からの出演依頼があった場合の出演など、目標を持って取り組むことができた。
- 児童の学力向上策として、学習指導員による基礎学力の向上や高校進学に向けての個人指導に力を入れた。また、外部の進学塾（平日・夏・冬期講習含む）も活用し、受験生全員が希望校に入学することにつながった。
- 職員研修については、職員の資質向上を図るため園内外の研修会、階層別研修（新任～中堅・中堅・上級・主任・専門職研修）会議、学習会に参加し、専門性の高い援助技術、専門知識の習得に努め子どもの養育支援に生かした。
- 「藤聖母園児童研修センター」を活用し、小グループで園から離れた静かな自然のなか、

食事作りやミーティングを開き、日常生活の相談ごとや自立をテーマに職員からの講話をするなど宿泊生活体験を実施した。

- 児童の養育支援に関する情報を職員間で共有することにより、より統一した養育支援を目指すためにネットワーク化を完備した。

藤放課後児童会

放課後児童会健全育成事業として、青森市から委託された藤放課後児童会では、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びを主とする集団活動を通じ、児童の健全育成を図っている。

平成29年度は、42人の児童が入会し、5人の指導員が子どもの支援を行った。利用状況としては、月曜日～金曜日の平日の年間開設日数は244日（月平均20日）、1日平均30人の児童が、下校から18：00まで指導員の支援のもと、自由学習や遊びの活動をした。また土曜日の年間開設日数は49日、1か月平均57人の児童が活動している。

放課後児童会における活動内容放課後児童会における活動内容

- ①児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定。
- ②遊びの活動への意欲と態度の形成。
- ③遊びをとおしての自主性、社会性及び創造性の向上。
- ④児童の遊びの状況把握及び家庭への連絡。
- ⑤その他、児童の健全育成上必要な活動。

当年度実施した主な活動内容としては、お誕生会、夏休み中にはミニ遠足（青森競輪所広場）・夏祭り、冬休み中にはクリスマス会、プラ板と木製プレートの作成、雪遊び、正月遊び、なかよし会卒園会などを行った。そのほか、春・夏・冬休みを利用しての避難訓練や防犯について勉強会を実施した。

藤放課後児童会では、

- ・元気にあいさつできる子
- ・みんなと仲よく遊べる子
- ・ホッと安らげる児童会

を生活のモットーとして、児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に努め、入会児童の保護者との連携を密にしながら、健全育成をはかった。

幼保連携型認定こども園 青森藤こども園

本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに0歳からの子どもに対する教育・保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

定員 1号認定子ども54名、2号認定子ども42名、3号認定子ども38名 計134名

現員 154名（平成30年3月31日現在）

開所時間 7時 閉所時間 20時（延長保育時間18時から20時）

- 平成29年4月、社会福祉法人藤聖母園幼保連携型認定こども園青森藤こども園として5歳児2クラス、4歳児1クラス、3歳児2クラス、満3歳児1クラス、2歳児1クラス、1歳児1クラス、0歳児1クラス、計9クラスでスタートしました。
- 園舎が乳幼児棟と幼児棟に分離していたため、6月後半より両棟の遊戯室の接続工事、1階給食室から旧幼稚園への渡り廊下を増築工事した。園舎が繋がったことで園児の交流、給食の搬入もできるようになった。しかし、二つの園舎が繋がっても玄関が二つ、職員室が二つ等の課題もいくつか見えてきた。
- 主な事業としては、延長保育促進事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業、障がい児円滑化事業、一時預かり事業（幼稚園型・一般型）がある。また子育て支援事業では、未就園児を対象とした親子ふれあい広場、育児相談等を行い沢山の利用があった。
- 教育・保育を一体的に提供する施設である幼保連携型認定こども園の職員として、各々の職位に応じて求められる資質向上のための研修にも参加した。
また、自己評価をおこなったことで、職員一人ひとりの課題、園全体としての課題もみつきり改善を図るよう努める。
- 地域社会との連携として、町内会の防災訓練に参加したり、地域商店へ絵画展示の参加を行った。
- 小学校との連携で情報交換及び園児と児童との交流を行った。

弘前大清水保育園

当保育園はキリスト教精神に基づいた児童福祉施設として、人を大切にし互いに尊敬し合い、優しい誠実な人として伸びやかに成長するよう援助します。また、くつろいだ雰囲気の中で様々な経験を大切にしながら個性を伸ばし、豊かな人間性の基礎を培っています。

定員は60名です。平成30年3月31日の現員は65名でした。

当園は豊かな自然と広い敷地に恵まれ、木々や草花、虫などに触れながら体を十分に動かし遊びに取り組んでいます。また、施設の体制としては、縦割り保育を実施しています。年上の子が下の子の面倒をみてくれたり、下の子は年上の子の行動を見て覚えています。また、敷地内の特別養護老人ホームや障がい児施設との定期交流を実施し、沢山のひとと接することが出来る様に取り組んでいます。子ども達は町内会の散歩等も通して地域の人達と挨拶をしたり、声を掛けてもらっています。

行事としては、交通安全教室、電車体験、弘前城見学、プラネタリウム・教会見学等様々な社会体験により知識を広めたほか、子どもの日、七夕、ねふた祭り、餅つき、豆まき、ひな祭り等日本の伝統的な催しも体験させました。また、七五三やクリスマス、卒園式では、神父様にお祈りや祝福をしていただき、保育の充実に努めました。

この他、特別保育事業としては、障害児保育、延長保育、一時預かりを実施していますが、当園では独自に、毎月保育園開放日を設け、地域の子どもの達や保護者が遊びや相談できる場も提供し、育児相談にも応じています。

避難訓練では、火災と地震の訓練その他、今年度は水害や台風など自然災害の時の訓練も実施しました。総合避難訓練では、消防車とともに消防士や「火消し君」(着ぐるみ)を招聘するとともに、煙体験も実施し、防災に対する意識を高めました。また、命の大切さについてシスターからお話をしていただきました。

若葉乳児院

平成 29 年 8 月 2 日に、「新しい社会的養育ビジョン」が「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」によって発表されました。それによると、乳児院がこれまで主として行って来た乳児院内での乳幼児への養育サービスは限りなく少なくなり、子育て家庭への在宅支援等、これまでは余りして来なかった他の機能が多く求められることになるようです。ただ、平成 29 年度中は大きな変革はありませんでしたが、平成 30 年度以降は様々な変革がなされる筈で、それに伴い、職員の職種変更の必要性が大きな問題として浮上して来ると思われます。今後は、ますます職員の研修に力を入れ、職員の専門性の向上を図りたいと考えています。

1 若葉乳児院の設置目的

家庭に恵まれない乳幼児に第二の家庭を提供し、引いては児童福祉事業の発展に貢献すること。

2 定員

10 名（平成 29 年度の暫定定員 8 名）

3 現 員

7名（平成30年3月31日現在）

4 入所児の処遇の動き（平成29年度）

- ① 入所児数 6名（うち一時保護から措置への切換えが5名）
- ② 退所児数 4名

5 主な事業

- ① 平成29年度は、第三者評価を受審しました。
- ② 平成29年度は、小規模グループケアを行いました。4月に1グループ、2月にもう1グループです。

6 主な施設・設備の整備

平成26年度～平成27年度に施設の改築をしましたので、当分の間は、施設・設備の整備の予定はありません。

7 職員の活動状況

職員の活動の中心は、現在はいくまでも入所児の養育であり、その他の活動はより良い養育を目指すための付随的なものです。養育以外の仕事が忙しくて、職員は押し潰されそうになっていますが、仕事の中心を見失わないようにしたいと考えています。

8 その他年間の主な動き

職員は、自己の専門性向上のため、積極的に研修に参加しました。

養護老人ホーム 藤ホーム

藤ホームは、老人福祉法に定められている養護老人ホームです。

身体が弱ってきた、一人暮らしが困難（不安）になった、住む所がない、経済的な事情など社会的な理由を含め、入所要件を満たしている原則65歳以上の方が措置により入所されています。

現在は措置施設であることに加え、一部介護保険サービスの利用が可能となり、特定施設入居者介護事業「一般(内包)型」で指定を受け、対象者への介護サービス提供を行っています。

平成29年度末、主たる事業である養護老人ホーム入所者は、措置定員55名に対して現員53名でした。内、特定施設入居者生活介護事業契約者は19名でした。青森市と高齢者生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ1床）の委託契約を取り交わしていますが、平成29年度は利用実績（依頼）がありませんでした。

入所者は、毎日のように外出される方(自立)から要介護(I～V)の方まで、年齢は65歳から99歳(平均年齢81歳11か月)、最長在園者は31年7か月(平均在園期間6年10か月)

の方がおられます。様々な事情を抱えて入所されているお一人おひとりの状態に配慮し、安全で安心できる生活の場の提供に努めています。入所者は、生活歴・生活環境・障害の有無・入所に至る経緯が複雑であり、また介護を要する方の重症化が進んでいることで、家族・関係機関との密な連携を心がけています。

季節を感じられる恒例の諸行事に加え、誕生月ごとに該当者を手作りスイーツでおもてなしするティーパーティー、和・洋・中華等希望に分かれて参加し、食べたいものを注文する形の夕食会を実施する等、生活面での充実に努めました。

入居者に対する整備面では、臥床状態にある入居者が安楽な姿勢で過ごせるよう、またベッドからの立ち上がり、ずり落ちへの予防対策として、高さを調節できる 2 モーターのベッド 3 台を追加購入しました。又、自身の身体状況が認知できないことで、立ち上がり・移動による転倒・転落の危険性が顕著となった方のリスク軽減に向け、センサーマットも 2 枚追加購入しました。施設保全では、強風と経年劣化により非常階段の囲いが破損した為、避難経路の安全確保に向け、張替え工事を実施しました。

養護老人ホームは本来「自立を支援する施設」です。介護を要する方も入居されていますが、無理のない範囲でできるだけ自身が持てる力を活かし、意欲的に活動し続けられるよう、日常生活における関りの中で支援・介護サービスの提供を心がけています。

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所 藤の園

当園は、全室個室ユニット型の施設を開業して 11 年が経ちました。入居定員数が長期入居者と短期入居者合わせて 66 名定員です。職員数は 61 名で平均年齢は 47.5 歳。この内介護職員が 36 名で、国家資格(介護福祉士)取得者数は 30 名になります。

長期入居者の平均介護度が 4.0 となり、前年よりも 0.2 上昇しております。また、入居者の充足率も前年度同様の 91% 台でした。その要因としては、入居者の方々の入院が多く見られ、医療的な対応が多い状況となりました。

このような状況の中でも、職員体制を維持するために、待遇の見直しや調整・職員研修の充実に図るために、処遇改善加算を更に有効的に活用するように努め、関係職員には積極的に外部研修に参加して頂き、更なるスキルアップを目指して頂きました。

特に、今年度は地域密着型通所介護事業と居宅介護支援事業の開設に向けて取り組みました。既存の特養の一部を改修し、開業時期は予定通りに行きませんでした。平成 29 年度中には開業することができました。地域密着型通所介護事業は当施設の地域では、初の開業であり多くの方々にご利用いただくように、今後も頑張っていきたいと思っています。

地域密着型通所介護事業所 デイサービスセンター藤の園

当事業は、平成30年2月1日に開業致しました。特別養護老人ホーム藤の園の一部を改修し、利用定員18名の小規模の通所介護事業です。職員数は11名(兼務職員含む)です。

開業当初は、営業活動に重点を置き、各在宅サービス事業所への訪問や連絡等を行って利用者の方々の集客に努めました。開業1か月後に2名の方々と契約し、事業を行って来ました。その後も見学や問い合わせの連絡も多くなり、少しずつ契約者の方々も増えて、日々の利用者も増えつつあります。

事業を行う中で、今後様々な問題も出て来ることと思いますが、その時出来る事を職員で検討し、少しずつ「デイサービスセンター藤の園」を作り上げて行きたいと考えています。

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所 弘前大清水ホーム

本園は、昭和48年2月に設立され、45年が経過し、定員80人、短期入所2人、現員79人(平成30年3月31日現在)で、平均要介護度は3.9で現在に至っている。キリスト教カトリック精神を基本理念として、利用者に対する人間尊重の待遇を大切にし、その社会的責任を果たしている。平成29年度の施設利用者及び短期利用者の実績は、1日平均79.02人で、定員80人、短期入所2人に対してベッド稼働率は、97.6%であった。

平成29年度も直接待遇職員体制を維持すべく、日常生活継続支援加算など10項目の加算申請をすべく、職員体制を継続的に確保し、介護報酬の維持と直接待遇職員をはじめ各種職員の待遇改善に努めており、職員の平均勤続年数は13年8か月である。

利用者の方の最高齢者は105歳、90歳以上が28人、平均年齢87.0歳で、ここ数年、ご家族がホームでの看取りを希望するケースが多く、ホームで最期を迎える利用者の方が多くなってきており、パストラルワーカーを中心に傾聴ボランティアの方、そして、全職種が協働し、スピリチュアルケア(全ての人に対する魂“心の深み”への配慮)を根底としたターミナルケアを行った。利用者の方の重度化に伴う医療ニーズの増加に対応するため、看護・介護を統合化したケア主導的な体制を目標に医療依度、介護度ともに重度化する利用者の方の日常健康観察、予防的ケア、疾病発症時の対応、看取りまでを、看護、介護の両職種が円滑に協働して実践できるように努めた。また、これまでの介護体制を見直し、安全で効率的な介護を提供できるよう業務改善を進めた。

職員の養成については、研修に重点を置き、100回以上に及ぶ研修会や会議、会合、認定、調査活動、講師、外部評価等に職員を派遣し、関連する分野の情報収集に努めた。

藤聖母園デイサービスセンター

当デイサービスセンターでは、デイサービス事業（通所介護事業）、配食サービス事業（青森市から受託）、青森市介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当事業、健康運動チャレンジ事業）を柱に実施しました。

- ・デイサービス事業の利用定員は1日35人で、平成29年度からは利用者・家族のニーズを反映した祝日営業（ゴールデンウィークを除く）を開始したこともあり、年間営業日253日、通所介護事業、介護予防通所介護事業、同相当事業の合計で、述べ利用者数7,452人（1日平均29.5人）となり前年度より利用率が向上しました。
- ・デイサービスの機能訓練にサブ担当者を設け体制を強化しました。またボランティアや実習生を積極的に受け入れるとともに、学校教育サポーターでの中学生の職場体験受入も行いました。
- ・新規に健康運動チャレンジ事業を行い、計33日開催、述べ162人（登録者数8人）の参加者があり介護予防の推進に努めました。
- ・青森市の配食サービス事業では年間253日実施し、宅配実数は、述べ610食（一食350円）で、1日平均2.4食と前年度を下回る実績でした。
- ・配食サービス対象外の方に対して、そのニーズに対応するため、新たに「藤夕食サービス」を1食500円で提供し喜ばれました。

藤聖母園在宅介護支援センター

当在宅介護支援センターは、老人福祉法による在宅高齢者の福祉に関する相談を24時間対応で行う事業所であるとともに、青森市中央地域包括支援センターのランチとしての役割を果たすことを目的としています。

平成29年度は各種老人保健福祉サービスに関する広報、相談対応や介護保険の代行申請、施設入所の相談、困難事例への対応等の活動を行いました。

また、ロコモ（筋肉、骨、関節等の運動器に障害が起き、歩行や日常生活に何らかの障害をきたした状態）の予防となるロコモ体操の普及啓発活動に取り組むとともに、それぞれの地域が自主的にロコモ体操を行えるよう活動リーダーの発掘・育成を行いました。

- ・介護相談件数⇒247件（対応内訳：電話97件、来所10件、訪問140件）
- ・青森市主催連絡会議（12回）、中央地域包括支援センター主催の地域ケア会議（6回）に出席
- ・ロコモ体操啓発活動⇒29回指導（西奥野地区、新奥野地区、養護老人ホーム藤ホーム）
- ・地域における介護予防ネットワーク構築活動として、情報提供、資料作成、回覧板配り、ロコモ体操、脳トレーニング、敬老会健康相談コーナー、夏祭りでの介護予防活動を行

いました。

児童発達支援センター 弘前大清水学園

弘前大清水学園は、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、療育支援事業、こどもの発達相談室などを通して、家庭から日々通園している障がい幼児に、適切な療育環境のもとで発達支援を実施する施設である。

児童発達支援事業の定員は30名で、平成29年度は44名でスタートしたが、年度途中の契約、契約解除も含め、最終的には46名の契約数となった。

当施設では、子ども達の集団活動を通して健全な成長を育むとともに、一人一人の能力、特性に応じた発達課題に対するきめ細かな支援を行うことを目的として様々な活動を行っている。

通園にあたっては、通園バス3台で津軽保健福祉圏域の8市町村から広く受け入れを行っており、毎日送迎している。

年間の行事では、運動会やクリスマス会等を保護者の参加のもとで開催したほか、餅つき会は親の会の企画で、当学園との共同開催として取り組み、保護者との連携を強め、信頼を深める機会となった。更に、子どもの発達支援を広く地域の関係機関が連携して取り組むことを目的に、当大清水学園が主体となって毎年行っている「障害幼児療育研究会」と「学園祭」は、施設の持つ機能を広く地域に開放する機会となっているほか、地域との交流を通して「障がい児療育」に対する地域の理解を深める大切な機会となっている。

保育所等訪問支援事業は、保育所等における障がい児や発達が気になるお子さんが、集団での活動に適応するための専門的な支援が必要な場合に、当学園のスタッフが保育所等を訪問して児童に直接的な支援を行う事業である。平成29年度は、2名の訪問支援員により、年間7名の契約児童に対し、延べ81件の訪問支援を行った。訪問支援を実施する中で、集団での困り感と具体的な支援が明確になり、就学に向けて児童の理解につながっているほか、相談先が得られたことで安定した育児にもつながっているものと思われる。今後に向けては、訪問先である保育園や幼稚園に事業の理解を一層深めるとともに、集団に馴染めず困っている障がい児やその保護者に本事業の周知を図っていく必要がある。

障害児等療育支援事業は、外来療育等支援事業の通称「ポッポ教室」を従来から重点的に実施してきたが、平成29年度は、弘前市が平成28年度から独自に実施している「ひろさき子どもの発達支援事業」と弘前市以外の市町村を対象とした県が実施する「障害児等療育支援事業」の2本立てで実施した。この事業は、市町村の乳幼児健診のフォローの場として各市町村の保健関係部署との連携のもとに実施しているものである。障害の認知

から受容に至る過程の時期に関わる事業であり、職員の力量が問われる事業でもある。 外来療育事業のほか、訪問療育（出張療育）指導事業として市町村の保健師との協働で移動ポップ教室や巡回相談、施設支援一般指導事業による保育園や幼稚園、小学校などの教員への支援を行った。

一方、弘前市の単独事業である「ひろさき子どもの発達支援事業」は、「子どもの発達サポート事業」と「保育所等巡回サポート事業」が主な事業内容となっている。

「こどもの発達サポート事業」は、弘前市内にある児童発達支援センター2か所に委託して実施されている。中でも、外来療育等支援事業については、ポップ教室の目的や事業形態を引き継いだ形となっており、ポップ教室と子ども発達相談室あわせて193回、延べ739件の相談・指導を行った。また、出張療育等支援事業については、保護者にとってより敷居が低く気軽に利用しやすい場所で受け入れることを目的に市内千年交流センターと商業施設ヒロロの2か所で、年間61回、延べ134人に対して相談・指導を行った。

また、「保育所等巡回サポート事業」は、保育所等を巡回して必要な支援を行い、発達が「気になる」段階から支援を行うための事業であり、市内2か所の児童発達支援センター、児童発達支援事業所、弘前大学子どものこころの発達研究センターが弘前市からの委託を受け、巡回支援を希望する保育園、幼稚園へ巡回訪問して指導、助言を行うものである。平成29年度、当学園では市内12か所の保育園、幼稚園に対して巡回サポートを実施し、年間延べ23件の施設への支援と4件の保護者支援を行った。

今後も引き続き、地域との連携を密にしながら、児童発達支援センターの役割の大きさを再認識するとともに、地域の期待に応えるために職員一丸となって努力して参りたいと考えている。

放課後等デイサービス事業所 療育支援センターおおしみず

当事業所は、放課後等デイサービス事業と市町村地域生活支援事業の任意事業である日中一時支援事業を実施しており、対象児童は、学齢期の障がいを持つ児童である。

放課後等デイサービスは、学校の授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための事業である。10名定員の事業所が多いこの地域では、20名定員の大型事業所である。契約者数は48名でスタートし、小学1年生から高校3年生までの児童が利用している。基本理念や活動の方向性に共感し、利用希望するご家庭を大切に、より丁寧な姿勢を目指している。

日常の活動は、利用児一人ひとりの障がいの特性や個性を考慮した個別支援計画に応じて、日々の支援の中で繰り返し取り組んでいる。それぞれの活動の目標として小学生の幅広い体験を積む活動、中学生はより発展的に活動計画の立案の経験や計画にそった活動の

経験、高校生は自分の役割の意識の芽生えや活動後の達成感を味わうことなどを目指し、将来の自立への土台作りや余暇活動の拡大、充実を図れるようプログラムを企画、設定している。

施設は、児童発達支援センター弘前大清水学園と棟続きであり、平成21年から現在の建物で事業を実施している。職員の外部および内部での研修を進め、各人の専門性を高められるよう研鑽を積んでいる。

弘前大清水希望の家（多機能型事業所）

◎多機能型事業所（生活介護事業・就労継続支援B型事業） 定員 35名 現員 48名

- ・生活介護 定員 25名 現員 37名
- ・就労継続支援B型 定員 10名 現員 11名

◎当施設の目的

当施設は障がい者自立支援法に規定された障がい福祉サービス事業として生活介護事業及び就労継続支援B型事業を行う多機能型事業所です。

生活介護事業では、利用される方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介助、創作的活動や生産的活動の機会を提供するものである。

就労継続支援B型事業は利用される方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものである。

○生活介護事業

生活介護事業を利用している利用者では、加齢によるADLの低下、認知症、肥満等による持病等年々深刻化している中でそれへの対応が課題となってきた。利用者の高齢化とともに保護者の高齢化も同時進行しており、保護者の持病等もあり在宅生活の維持に課題を抱えて来ている家庭も増加の傾向にある。事業所としてこれらへの対応が大きな課題であり、早急な具体的な対応策が求められている。また、身体障害者の方も4名を受け入れている。当事業所としては、どのような障害を持っている方でも出来る限り受け入れ、全ての人に光をもたらす事が出来る事業所を目指していく必要がある。

○就労継続支援B型事業

主な作業内容としては、農作業、リサイクル作業（ダンボール、新聞、雑誌、アルミ缶等の回収）、調理作業（マドレーヌ作り）、大清水ホームからの委託作業等を行う

ている。

現在、利用者の作業工賃額は県の平均工賃額と比較してもまだまだ低い水準であり、就労継続支援B型とはいえ、就労面での自立にはほど遠い状況である。

利用者の状況を考えると、工賃支給のみが就労支援の目的ではなく、利用者が社会性を身に付けるための支援も合わせて行う必要があるなど様々な課題があるとはいえ、利用者に合わせた作業方法の直しや、作業の効率性を高める努力は常に求められることから、その方策等についての検討が必要である。

◎日中一時支援事業 定員 5名 現員 44名

○日中一時支援事業

日中において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行うものである。

障害者総合支援法により、通所施設の利用者一人当たりの利用日数が1か月22日までという制限が課せられている。そのため、1か月に22日以上通所している利用者は、22日を超えた分は利用できないこととなっているため、その救済のためにも実施している。

弘前大清水希望の家（短期入所事業）

◎短期入所事業 定員 4名

○短期入所事業

今年度の利用者数は35名。来年度も短期の宿泊体験や保護者のレスパイト等での利用等も含め、保護者への周知に努め実施していく。

障害児・者サポートセンター大清水

当センターでは、障害児相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業の3事業を行っています。

○障害児相談支援事業

児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用する児童、又は保護者に適正な相談及び利用計画を提供することを目的としています。

- ・生活全般に係る相談
- ・障害児支援利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・その他、必要な相談支援等

○特定相談支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する障害者若しくは障害児、又は保護者に適正な基本相談支援及び計画相談支援を提供することを目的としています。

- ・生活全般に係る相談
- ・サービス等利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・その他、必要な相談支援等

○一般相談支援事業

入院、入所中の方への支援を行う地域移行支援、地域での生活を維持していくための支援を行う地域定着支援や日常生活の支援等を行い、社会参加と自立の促進を図ることを目的としています。

1) 地域移行支援

- ・サービス提供方法の説明及び相談
- ・サービス等利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・地域における生活に移行するための活動に関する支援
- ・その他、必要な支援等

2) 地域定着支援

- ・サービス提供方法の説明及び支援
- ・サービス等利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・地域定着支援台帳の作成及び変更
- ・緊急事態における支援
- ・その他、必要な相談支援等

藤ヨゼフハウス

1. 事業の実施概要

介護サービス包括型に移行してから包括的なサービス提供を行う必要があることから、利用者一人ひとりのニーズを尊重し、本人を中心とした対応や接し方、個人の尊厳を侵害することがないよう職員に周知徹底した。

また平成30年度の新制度を目の前にして新たな重度・高齢者対応等、職員の意識改革等が求められる年となったため、障害の程度や障害特性をより理解し、人権を配慮した支援内容を個々に検討等対応出来るよう、さらなる職員の資質が要求される年となりました。

2. 具体的な実施状況等

キリスト教的人間愛の理念に基づき、利用者の立場に立った質の高いサービス提供に努め、地域において日常生活を営むことができるように支援することを基本方針に掲げ、利用者一人ひとりの意向に十分配慮した。

第一に、利用者やその家族の意向を十分くみ取った意思決定を大事にした個別支援計画を作成し、常にアセスメントやモニタリングを行い意向に沿った支援を継続した。

第二に、各ホームの老朽化箇所が増え修繕にあたる。また当事業所の念願だった第10ホーム建築について着々と進捗状況にある。

第三に、重度・高齢者が増加している中で、健康状態に留意しながら日常生活を通して病状に即した病院受診や通院支援をおこない、その中で健康診断の結果、疾患が発見された利用者への支援を「チーム支援」として職員が一丸となり集中して対応した。今後更なるその対応が求められることが予測される。

第四に、平成30年度からの重度・高齢者対応に向け、当事業所で開催している月一回の職員会議で利用者を中心とした対応や接し方、支援区分や障害特性等の理解を図るため、職場内研修を実施し、傾聴・受容・共感を再確認し、共通理解と共有の大切さを習得させる。また、外部研修にも多くの世話人を参加させ、基礎の基礎から学ぶ事で資質向上に向けた。

今後も職場内外研修を継続し、利用者の自立へ向けた対応と重度・高齢者に伴い、職員皆で共通認識を持ち、共有することで対人援助等に不安がないよう対応等、再確認し実践へ繋げるよう取り組むこととする。

最後に権利擁護をテーマとした人権倫理委員会研修会や法人内研修には、世話人はじめ、職員が積極的に参加し、職員一人ひとりが支援者としての基本的な姿勢や役割を振り返り人権尊重に立った適切な支援を実施。

今後も引き続き、人権擁護等個人の尊厳を侵害することがないよう十分配慮して職員体制に努めたい。

3. 施設自己評価

職業性ストレス簡易調査票及び障害者虐待防止セルフチェックを実施し、前回よりサービス提供に問題があるという回答が増えていたため、今年度は職員のストレス性チェックの結果を踏まえ、再度「セルフチェックを受けて」の他障害者施設でおこなわれた実習生が「職員の対応で気になることがありますか？」の質問を「これはいかなるものか？」と23項目実施。これから先の支援として外部の第三者から見られてることを意識するなど改めて行動自己チェック表をおこない、自己覚知、価値観について振り返りをおこなった

青森藤チャレンジド就業・生活支援センター（生活支援等事業）

事業の概要

（１）事業の設置目的

センター事業は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的としている。

（２）生活支援事業登録者数

年度末登録者数 身体 45 人、知的 187 人、精神 123 人、その他 5 人、計 360 名

（３）登録者に対する主な支援内容

- ①日常生活上の相談に対する助言・支援
- ②健康管理への助言・指導
- ③衣食住に関する助言・指導
- ④余暇に関する助言・情報提供
- ⑤消費行動に関する助言・指導・支援
- ⑥人間関係の調整・助言
- ⑦各種事務手続きへの助言・支援
- ⑧緊急時の対応

（４）手段別支援件数

区 分	登録者への支援方法					
	電 話	家庭訪問	職場訪問	来 所	他機関訪問	その他
延人員	136	27	27	66	79	0
延回数	1,458	58	52	194	255	0

（５）基礎訓練施設（就労移行支援）との連携状況

支援実人数	38
支援延回数	87

（６）医療機関との連携状況（通院同行）

支援実人数	25
支援延回数	56

公益事業

藤の園居宅介護支援事業

当事業所は、平成 30 年 2 月 1 日に開業致しました。デイサービスセンター藤の園の一部に事務所を置き活動しています。当法人内の居宅介護支援事業所の職員の方々からの指導の基、日々業務を行っています。職員数は 4 名（所長・所長代理・事務員は兼務）です。

この事業は、併設している特別養護老人ホーム・デイサービス、隣接している養護老人ホーム等を含めた、トータル的な介護サポートを目的として事業を行うように努めていきたいと考えており、地域の方々が必要とされるような福祉の拠点にしたいと思っております。

また、そのような観点から、「青森しあわせネットワーク」の拠点事業所としての役割も担いつつ、業務に取り組んでいきたいと思っております。

弘前大清水ホーム 居宅介護支援事業所

本事業所は、平成 30 年 3 月 1 日、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように必要な支援を判断し、さまざまな介護サービスを利用できるよう関係機関と連携を図り、可能な限り、その能力に応じて在宅で自立した生活を営むことができるよう支援していくことを目的とし、地域の身近な相談窓口として、相談しやすい環境づくりに努めた。開設間もなく、弘前市第三地域包括支援センターから、要支援の方 2 名の委託を受け ケアプランを作成し対応している。また、弘前市周辺の方からの相談もあり、4 月 1 日からは事業範囲を広げ対応し、取り組んでいく。

藤聖母園居宅介護支援事業所

当居宅介護支援事業所は、介護保険制度の居宅介護支援事業者として、本人及び家族の介護保険の申請代行、要介護認定に関する調査、介護保険サービスの紹介、ケアプランの作成、介護保険サービス事業者との連絡・調整、福祉用具の購入や住宅改修に関する相談、介護保険施設への入所相談、市町村の福祉サービスの紹介等を行っています。

要支援に認定された利用者については、他法人の「介護予防支援事業者（地域包括支援センター）」に担当を引き継ぎますが、そのうち当事業所で担当していた方については引き続き担当しております。

また、地域包括支援センターで関わり要介護認定となった方についても、当事業所の圏域である奥野地区や藤聖母園デイサービスセンターの利用者は当事業所で担当させていただいています。

- ・平成 29 年度居宅介護サービス計画述べ作成数 ⇒ 1,034 件
- ・介護予防プラン委託契約先 青森市中央地域包括支援センター
青森市地域包括支援センターみちのく
青森市南地域包括支援センター
- ・職員配置
所長（兼務）・管理者 1 名（介護支援専門員）・介護支援専門員 2 名

青森藤チャレンジド就業・生活支援センター（雇用安定等事業）

（1）事業の概要

平成 18 年度より国（厚生労働省）の委託事業として青森労働局からの指定を受け、1 年が経過。障害者の雇用の促進に関する法律に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言その他の支援を実施した。また、雇用保険二事業として、障害者の受け入れ事業所からの相談にも対応した。

平成 29 年度は職員の異動や新規採用もあり、業務が軌道に乗るまで時間を要したが、第 4 四半期までには全員が相談支援業務を行える体制が整った。

（2）支援活動の内容（就業支援員 3 人を配置）

- | | | | |
|-------------|---------------|--------|--------------|
| ①支援対象障害者登録数 | 347 人（349） | ④就職件数 | 66 件（60） |
| ②支援件数 | 4,521 件（5612） | ⑤事業主支援 | 161 事業所（147） |
| ③実習等斡旋件数 | 57 件（45） | ⑥定着支援 | 1,210 件（828） |

（3）連絡会議の開催（地域就労支援ネットワーク構築に向けた取り組み）

- 第 1 回：平成 29 年 6 月 26 日リンクステーションホール青森で開催（出席者 94 名）
- 第 2 回：平成 29 年 12 月 1 日 リンクステーションホール青森で開催（出席者 71 名）

（4）在職者交流会の開催（在職者同士が交流し仕事の悩み等を共有）

- 第 1 回：平成 29 年 7 月 19 日 ねぶたの家ワラッセで開催（参加者 25 名）
- 第 2 回：平成 29 年 12 月 14 日 リンクモア平安閣市民ホール（参加者 20 名）
- 第 3 回：平成 30 年 2 月 2 月 リンクモア平安閣市民ホール（参加者 15 名）
- 第 4 回：平成 30 年 3 月 17 月 リンクモア平安閣市民ホール（参加者 17 名）

収益事業

収益事業 法人本部

(東京アフターケアハウス)

- 1 東京アフターケアハウスについては、平成 29 年度事業計画のとおり、建物の賃貸契約を行った。

(東京アフターケアハウス改修工事)

- 2 異常気象により東京アフターケアハウスが平成 29 年 7 月から 8 月にかけて雨と降雹、台風などが重なり屋根、天井、外壁などにかかなりの被害が生じ、入居者とも相談しながら安全管理の下改修工事を行った。

(今後の取り組み)

- 3 今後、東京アフターケアハウスの役割と必要性が求められるようになったときは、当法人としては速やかにこれに対応するようにしたい。